2026 年 7 月 1 日
リリーほくと商事株式会社

「お客様本位の業務運営方針」に関する取組状況のご報告
（2025 年度）

リリーほくと商事株式会社は、2020 年 3 月に「お客様本位の業務運営方針」を策定し、その具体的取組みに努めてまいりました。

今般、本方針に対する 2025 年度の取組状況を公表いたします。当社は今後とも本方針に基づいた業務運営の推進と定着化に努めてまいります。

「お客様本位の業務運営方針」
【方針 1】 お客様の利益の追求
【方針 2】 お客様にふさわしいサービスの提供
【方針 3】 重要な情報の分かりやすい提供
【方針 4】 利益相反の適切な管理
【方針 5】 社内体制・社員教育の充実

1．2025 年度の本方針に対する成果指標

当社では、本方針に関する具体的な取組状況を客観的に評価するための成果指標を以下の通り設定しております。指標につきましては、必要に応じて見直しを行い「お客様本位の業務運営」の定着化に努めてまいります。

＜成果指標＞
⑴ 「損害保険継続率」「損害保険早期更改率」「生命保険早期解約件数」
……【方針 1・2・3】
⑵ 「コンプライアンス研修実施回数」「事務点検（内部監査）実施回数」
……【方針 4】
⑶ 「保険募集人資格取得状況」「研修会開催状況」 ……【方針 5】

2．成果指標実績

⑴損害保険継続率・損害保険早期更改率・生命保険早期解約件数

①損害保険継続率

	2025 年度	2024 年度
損害保険継続率	88.6 %	88.6 %

②損害保険早期更改率

	2025 年度	2024 年度
損害保険早期更改率	51.5 %	56.5 %

※早期更改率：当社基準満期 30 日前更改率

ご契約満期後の継続率は、当社の提供する保険商品・サービスに対するお客様のご評価と捉えております。ご契約の満期管理の徹底、適切なご案内・更改手続の実施により継続率の維持向上に努めてまいります。

③生命保険早期解約件数

	2025 年度	2024 年度
生命保険早期解約件数	65 件	71 件

※早期解約：契約から 24 ヵ月以内の解約

当社は、お客様のニーズやご意向を正確に把握するとともに最適な商品の提案に努めております。お客様に商品内容の十分なご理解をいただくことにより、早期解約の防止を図ってまいります。

⑵コンプライアンス研修実施回数・事務点検（内部監査）実施回数

①コンプライアンス研修実施回数

	2025 年度	2024 年度
コンプライアンス研修実施回数	27 回	27 回

お客様への商品提案にあたり、意向把握・比較推奨販売・重要事項説明等の募集プロセスが適切に行われるよう募集人の資質向上に努めております。

②事務点検（内部監査）実施回数

	2025 年度	2024 年度
事務点検（内部監査）実施回数	2 回	2 回

募集プロセスの適切性については、交渉記録等による日次の検証に加え、事務点検（内部監査）実施により管理・検証する体制としております。

⑶保険募集人資格取得状況・研修会開催状況

①保険募集人資格取得状況

	2026 年 3 月末		2025 年 3 月末	
	生命保険	損害保険	生命保険	損害保険
一　般　過　程　※1	65 名	65 名	60 名	60 名
生命保険専門過程　※2	64 名	－	60 名	－
生命保険応用過程　※3	63 名	－	58 名	－
大　学　過　程　※4	55 名	9 名	53 名	6 名
社員数	65 名		60 名	

※1 生命保険は基礎知識の修得を目的としております。損害保険は保険募集人登録に必要な必須資格となっております。

※2 一般過程で得た知識をもとに、保険販売に関連する専門知識・周辺知識を習得し、顧客ニーズへの基本的対応力を高めることを目的としております。

※3 専門課程で得た知識を活かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な全般的知識を修得することを目的としております。

※4 ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な保険関連知識をより専門的なレベルで修得することを目的としております。

②研修会開催状況

	2025 年度	2024 年度
研修会開催状況	45 回	41 回

当社は、お客様のニーズやご意向に的確にお応えできる専門知識を備えるため、各種資格取得を推進しております。また、保険会社が主催する研修会・ｅラーニング等、商品・事務知識等の研修会を積極的に開催し募集人の資質向上に努めております。

〈ご参考〉

【金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社の「お客さま本位の業務運営方針」との関係について】

当社は金融庁が定めた「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、原則）を採択し、「お客さま本位の業務運営方針（以下、本方針）として公表しております。

原則と本方針との関係は以下のとおりです。

原　則（※5）	対応する本方針
原則２ 顧客の最善の利益の追求	方針１ お客様の利益の追求
原則３ 利益相反の適切な管理（※1）	方針４ 利益相反の適切な管理
原則４ 手数料等の明確化（※2）	―
原則５ 重要な情報の分かりやすい提供（※3）	方針３ 重要な情報の分かりやすい提供
原則６ 顧客にふさわしいサービスの提供（※4）	方針２ お客様にふさわしいサービスの提供
原則７ 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	方針５ 社内体制・社員教育の充実

※1 原則３（注）について、当社はグループ企業からの商品提供を受けておらず、また、社内に運用部門を有していないことから一部対象としておりません。

※2 原則４について、当社取引形態等から対象としておりません。

※3 原則５(注１)について、当社は金融商品の組成には携わらないことから一部対象としておりません。
原則５（注２）について、当社はパッケージ商品を販売しないことから対象としておりません。
原則５（注４）について、当社取引形態等から対象としておりません。

※4 原則６（注１）について、当社は保険業法の枠を超えた商品・サービスを取扱いしないことから一部対象としておりません。
原則６（注２）について、当社はパッケージ商品を販売しないことから対象としておりません。
原則６（注３）について、当社は金融商品の組成には携わらないことから対象としておりません。
原則６（注４）について、当社取引形態等から対象としておりません。

※5 原則の詳細につきましては、金融庁ホームページをご確認ください。

以上